

入札監理小委員会
第191回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第191回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成23年10月25日（火）17:10～18:15
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務（国税庁）
- 日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務（（独）日本スポーツ振興センター）

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、石村専門委員

（国税庁）

税務大学校 青木総務課長、曲沼総務主事、総務課 東山課長補佐、稲田会計係長、
総務主事付 細野庁舎管理係長

（（独）日本スポーツ振興センター）

総務部 高谷部長、経営企画室 清水経営企画係長、国立スポーツ科学センター 施
設管理課 西尾課長補佐

（事務局）

栗田参事官、後藤参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第191回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務」の実施要項（案）、「日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

はじめに、「税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国税庁税務大学校青木総務課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、15分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○青木総務課長 税務大学校総務課長の青木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、当校の実施要項（案）の説明について、このような審議の席を設けていただきまして、大変ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、本日、時間も限られておりますので、私から、「税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務」の事業の概要の説明をさせていただきたいと思います。それでは、お手元の資料のA-2を御覧いただきたいと思います。

A-2でございますけれども、「民間競争入札実施要項（案）」の1ページ目を御覧いただきたいと存じます。

1ページ目の1番「対象公共サービスの詳細な内容」に示しておりますように、当施設の概要を御説明申し上げますと、当校は、国家公務員として採用された税務職員に対して必要な研修を行う機関でございます。その研修を実施するために施設を設置しております。その施設は、埼玉県和光市でございます。その敷地面積は105,000㎡、その敷地内の建物の概要としては、研修等を行う研修棟、研修生が寄宿いたします学寮棟等を含めて10棟の建物を設置しております。建物の配置につきましては、お手持ちの資料の17枚目でございます別紙1「和光校舎配置図」を御覧いただければと思います。

このような当施設の施設管理・運營業務の事業概要につきましては、1の（2）の「本業務の対象と内容」で御説明申し上げたいと思います。この「包括的管理業務」に記載してございますけれども、この施設の設備の点検、保守業務、清掃業務、施設警備業務、図書室管理業務等の各業務を行うとともに、これらの各業務を包括的に管理・運営することを目的とした事業でございます。

なお、当該事業につきましては、平成21年度から民間競争入札で実施しておりまして、本年6月に、次年度以降につきましても民間競争入札を継続するという事業の評価をいただいているところでございます。

それでは、続きまして、次期事業の実施要項（案）の作成に当たりまして、見直した点を、当校の曲沼総務主事から御説明させていただきます。

○曲沼総務主事 税務大学校総務主事の曲沼でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から、次期「税務大学校和光校舎の施設管理・運營業務」の主な変更点の概要を説明いたします。お手元の資料A参考「民間競争入札実施要項新旧対照表」を御覧いただきたいと思います。まず、業務の追加といたしましては、3ページ目をお開きください。下段(リ)でございます。こちらで「環境衛生業務」を追加しております。こちらは、ビル管理法等に基づく当施設の執務環境測定及び害虫の防除作業となっております。今回、実施要項（案）作成時に、施設管理・運營業務の再点検を行った結果、当該業務をその対象といたしました。

次に、1枚お戻りいただき、2ページ目を御覧いただきたいと思います。上から13行目になります。こちらの別紙2「対象設備等」において、「詳細な資料は入札説明会において配付する。」という条項を削除しております。これは前回入札時に、1者応札となったことによる問題意識から、本年6月にいただきました事業の評価時の積極的な情報開示を進めるという御意見等を踏まえて、早期に現在の対象設備の詳細な情報を公開することにより、民間事業者が入札参加の可能性を検討する時間をより長く確保していただければという観点から追加したものでございます。

次に、7ページ目を御覧いただきたいと思います。一番上でございます。こちらでは、別紙6-5「従来の実施方法」で、現在の仕様書を添付することにいたしました。こちらについても、先ほどと同様に、積極的な情報開示の観点から、早期に現在の仕様書等の詳細な情報を公開することにより、民間事業者が入札参加の可能性を検討する時間をより長く確保していただければと考えまして、追加したものでございます。

次に、9ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらで、入札参加資格の規定をしておりますが、前は、財務省競争参加資格の役務の提供の「A」の等級に格付けされている者のみであったものを、「B」の等級を参加可能とするようにいたしました。これは、積極的な情報開示を進めることと同様に、1者応札解消に努め、競争性を確保することを目的に、競争参加資格の要件緩和を行いました。しかしながら、要件緩和のために、当該事業の遂行に支障を来さないように努めていきたいと考えております。

次に、1枚おめぐりいただきまして、次のページの上から5行目でございます。こちらについては、民間事業者との対話を重視する観点から、入札説明会後に質問を行うことができるよう条項を追加いたしました。

次に、21ページ目を御覧いただきたいと思います。別紙4の「要求水準書」の直前の要項（案）最後のページになります。ここの最下段別紙3について、前回事業の評価の際に入札監理小委員会において、宿泊施設についてのアンケート等の御意見をいただいたことから、アンケート様式を変更し、追記いたしました。様式としては、資料A-2民間競争入札実施要項の別紙3資料アンケートを御覧いただきたいと思います。そのほかに、全体としては、前回入札実施要項作成から3年ほど経過しておりますので、その間の設備の更新等による民間競争入札実施要項（案）の別紙2「対象設備等」の情報の更新及び他省庁の民間競争入札の実施要項（案）の御審議等の状況で変更された条項や追加すべきとされ

た文章等を適宜追加・変更しております。

簡単ではございますが、実施要項（案）の主な変更点の説明とさせていただきます。

続きまして、「税務大学校和光校舎における施設管理・運営業務に係る民間競争入札実施要項（案）に対する意見結果について（案）」について御説明申し上げたいと思います。お手元の資料A-3でございます。

まず、1番の御意見でございます。こちらは前回の実施要項には記載がなかった公害防止主任者について、前回実施要項においては、「その他関係法令等に基づき必要な有資格者で対応をしていただく」形としておりましたが、埼玉県の条例に基づき必要だということが明らかであることから、今回、個別に追記しております。

次に、2番でございます。2番の御意見は、別紙4「要求水準書」の対象設備等の記載内容についての御意見でございます。こちらは、当方の記載の仕方について御指摘いただいたものとして、今現在御審議いただいている本実施要項（案）別紙2「対象設備等」には、既にご指摘の内容を、追記しております。

次に、3番でございます。3番の御意見は、各法定検査費用に関しての費用分担区分についての御意見についてですが、本業務の達成に必要なものとして、御意見のとおり、事業者側の負担であると考えております。

次、4番でございます。4番の御意見は、別紙4「要求水準書」に記載ある「各種点検の良否判定基準は、機器メーカーの判定基準に準ずるものとする」とあり、その機器メーカーの判定基準は「開示する」と考えてよろしいかという御意見については、我々、当校で取得している判定表等は開示していこうと考えております。

次に、5番、6番、7番でございます。こちらの3つの御意見については、今回、実施要項（案）に添付しました「従来の実施方法（別紙6-5）」について、仕様対象外、または、参考資料としての位置づけという考え方の確認をいただいた御意見でございましたが、こちらの御意見に対する当校の考え方としては、原案に記載させていただきましたが、従来の実施状況は、事業の過去の実績を正確に理解することによって対象公共サービスの達成水準の一層の向上及び経費の削減につながる提案を行うことを可能にするために開示しているものでございます。このうち、従来の実施方法（別紙6-5）は、前回の民間競争入札において示された要求水準書及び従来の実施方法に基づき作成された施設管理・運営業務の内容を記載しているものでございます。

よって、御意見に対する回答としては、当校として、要求水準書の条件を満たした上で、今現在の対象公共サービスの水準の維持、一層の向上及び経費の削減を図りたいと考えておりますので、今現在の水準である従来の実施方法（別紙6-5）を企画書により改善提案を行っていただきたいと考えております。しかしながら、特に提案がいただけない場合には、今の水準を維持するために、従来の実施方法（別紙6-5）に記載のある方法で本業務を行っていただくことを求めていくことになると考えております。

続きまして、番号8、9、10、11についてでございます。こちらについては、従来の実

施方法（別紙6－5）に記載のある個々の業務内容についての御意見でございました。

まず、8番の御意見についてですが、要求水準書における水準を満たす本業務を行うことができるのであれば、御意見のとおり、「メーカーによる点検」でなくても構わないと考えております。しかしながら、点検回数については、国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」に、中央監視制御装置の点検内容及び周期が明示されておりまして、点検周期が1年のもの、あるいは6か月のものがあるため、当校においては、年間2回の点検を行っていただくことになると考えております。

続きまして、9番、10番の御意見についてでございます。従来の実施方法（別紙6－5）で、点検対象機器（Savic-Net50EV）の保守業務の経験年数がある者を要件としていることについての御意見でございます。

当校では、当校の特質及び規模により、従来を維持するために、責任者は点検対象機器の保守業務経験があり、同機器に精通し、中央監視制御装置の保守業務を5年以上経験している者及び従事者は、点検対象機器の保守業務経験があり、同機器に精通し、中央監視制御装置の保守業務を1年以上経験している者が望ましいと考えておりますが、責任者の「5年未満の者」及び従事者が「1年未満の者」を排除するものではありません。よって、当該御意見についても、企画書により要求水準書の条件を満たした上で、従来の実施方法の改善提案を行っていただくことになると考えておりますので、こちらについても、改善提案がなければ、従来の実施方法で実施していただくことになると考えております。

次に、11番の御意見についてでございます。要求水準書に記載されているエネルギー管理業務を行うことが可能であれば、熱及び電気について各1名エネルギー管理士を選任する必要はありませんので、企画書により要求水準書の条件を満たした上で、従来の実施方法の改善提案を行っていただければという考え方でございます。

最後になりますが、12番の御意見についてであります。こちらは、民間競争入札により委託業務全体としての管理集約化や専門業務の融合による相乗効果や安定した業務の提供及び管理体制が期待される半面、成長過程企業の大型入札参加・参入の妨げになってしまうのではないかと御懸念の内容でございました。

この意見に対します当校の考え方といたしましては、実施要項（案）4（9）において、入札参加グループを認めることで、企業規模の大小が入札参加の障壁とならないよう配慮しております。また、当校としては、この事業に限らず、委託業務の内容に応じて、適切な入札参加資格の設定に今後とも努めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、当校の次期民間競争入札事業の概要、入札実施要項の変更点及び当校に寄せられました入札実施要項（案）に対する意見に対する考え方について御説明させていただきました。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御意見・御質問はございますか。

私から、一番気になったところは、意見募集でもたくさん出ているところだと思うので

すが、恐らく従来の実施方法を御参考までにつけていらっしゃる事です。これはある意味では情報開示という意味では、高く評価できるというところだと思います。ただ、これの位置づけですね。参考で出すというなら、これは別に問題はないのですが、より充実したということになるのですが、参考ではなくて、何か別の提案がない場合はこれに従えと書いてあるので、結果的には、これは要求水準になっているのではないかとありますが、その辺は、参考なのか、最低の要求水準なのか、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

○曲沼総務主事 私どもとしては、要求水準書は、ある意味では当校の求める対象公共サービスの最低水準を示したものでありまして、従来の実施方法は、前回の要求水準書をもとにして作成した現在の対象公共サービスの質などを具体的に示したものであると考えております。要するに、従来の実施方法は、要求水準書を補完するもの、具体例を示しているものと考えております。

○樫谷主査 そういう意味では単なる参考ではなくて、要求水準書という別紙4を具体的に示したものが従来のやり方であると。

○曲沼総務主事 改善提案をしていただくその対象物と考えております。

○樫谷主査 これに従っていけば、要求水準は達成したと見る。これ以外の方法によることはできるけれども、そういう具体的な提案がない場合は、これに従わなければいけないということなのですか。この質問が多かったのは、多分その辺のところがよくできていないのではないかとということだと私は理解したのです。

○青木総務課長 当校といたしましては、対象業務というサービスの質の維持、向上、経費の節減という目的で、民間競争入札を実施させていただいていることから、要求水準書を満たした上で、先ほど主査から御指摘のございました従来の実施方法を御提示することで、その改善提案を行っていただきたいと考えております。

例えば、逆のパターンで、現行水準である従来の実施方法の中に、過剰な業務を行うことによりコストがかかっていると認められるような場合は、その業務については、勿論、当校が求めている適正な水準で行うこと、これを提案していただいた結果でコスト削減が図られるのではないかとということで、あくまでも、ここのお示ししている別紙6-5の従来の実施方法を足かせにしてコストが高どまりしているとかそういったことがないようにということで、今の条件のままではなくて、さらによい提案をいただくための資料の御提示だということで御理解いただけたらと思います。

○樫谷主査 そのとおりだと、そこでという趣旨はよくわかるのですが、今回22年度調査において、2者だったけれども、1者辞退されて、最終的には1者だったというところで、辞退事業者の方にヒアリングをしていただいたということですね。あるいは、他の参加可能性がある事業者にも、仕様について何か問題はないかとということで質問をして確認をしておられたということで、これは非常にいいことだと思うのですが、仕様そのものが問題だと言っているところはないということですね。

○青木総務課長 はい。

○樫谷主査 ただ、営業的メリットがないのだということだと思いのですね。これはどういうふうに。つまり、競争性を促せば、今おっしゃったようなところの懸念は多分ないと思いのですね。過剰なことをやって競争に負けたら意味がありませんので、恐らくそういうことはないと思いののですが、営業的にメリットがあるか否かであるという意見は、どういう意味を持っているのですか。これはちょっと過剰だから、こんなことをこの値段でやらされたらたまらないという意味なのか。それとも、もっと別の意味があるのかですね。要するに、メリットがあれば皆さんは参加されるし、なければ、幾ら要求水準が云々と言っても、それは達成することができるかもわかりませんが、価格との関係でとても無理だという話になって、結果的には応札者の数が少なくなるのではないかと私は理解しているのです。それとの関係はどういうふうに見るか。この意見ですね。要するに、営業的メリットがあるか否か。ないからやめたのですという話だと思いののです。ないと判断したのはどこだったのですか。それを聞かれましたか。

つまり、仕様書のしっかりしたものがないので、だから判断ができかねて、結果的に過剰になってしまって、営業的メリットがないと判断されたのか、それ以外のことなのか、その辺のところだと思いののです。

○稲田会計係長 会計係長の稲田と申します。その点は、ヒアリング等を私が実際行っておりましたので、私から回答をさせていただきます。

基本的に、営業的メリットがないということは、実際、事業者の方が、この要求水準に基づいて、入札参加するかどうかというところの一つの判断基準になると思いののですが、今回、従来の実施方法を早めに開示することによって、今現在の業務の契約金額は公表されておりますので、その金額に基づいてどういう業務が実際に実施されているのかということがここではっきりいたします。それに基づいて、今回当校の総務課長から御回答させていただきましたけれども、コスト削減が図られるような内容の企画提案があれば、それによって、入札価格が下がる。民間事業者としても、それにかかるコストは下がりますので、そうすれば応札価格も下げただけができるかもしれない。それは評価するのが基本スタンスだと思います。そういう形で入札参加していただければ、1者応札の解消もできた上で、なおかつ競争性も確保できて、事業者の方にとっても営業的なメリットがでるところで企画提案していただくことによって、それがその事業者の方だけが気づいたものであれば、ある意味他の事業者に対して有利に働く。つまり、営業的にも当然メリットになると思われまますので、そういう意味で従来の実施方法の細かな部分を、今回御審議いただく場等で先に開示をさせていただくことはある意味競争性の確保につながるのではないかと、そういうような観点で考えているところでございます。

○樫谷主査 詳細に書くことがかえって営業的なメリットもあるし、大大学校としてはコスト削減が一つの大きなテーマだと思いますので、両方図られると、こういうふうにお考えになったので、これを添付したというか、資料として出したということですね。

そういう考え方もあるとは思いますが、逆に一方では、余り細かく出してしまうと、逆に、業者の側としてはそれに拘泥してなかなか改善提案ができない。これは業者の能力の問題にも関係してくるので一概に言えないかも知れませんが、ここを細かく、細かく改善提案するとなると、かえって自縛みたいになってしまうのではないかという気がして、余り粗過ぎてもいけないのですが、多少粗い方が、そのブラックボックスの部分を知恵でカバーするみたいなどころがあって、その辺はどちらがいいかというのは、正直言って見解の相違だと思っております。今回はどうですか。そういう御判断で、そっちの方がお互いにメリットがある、競争者が増える、入札者が増えるというような御判断の中でおやりになるのであれば、それはそれでやっていただくことになるのですか。

○後藤参事官 事務局でも、この件は新しい課題だと思っておりますが、従来の実施方法の履行を求めるとパブリックコメントの回答にあるのですが、実施要項にはその旨記載がないと思っておりますが、その辺りの整合性はどのようにお考えになるのでしょうか。要求水準書と従来の実施方法とダブルスタンダードになっておりまして、提案がない場合は、従来の実施方法の履行を求めるといふのであれば、実施要項にその部分を明記することが必要になるかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○樫谷主査 その辺はいかがですか。これは位置づけがはっきりしないので、たくさんの質問が出てきたのではないかと思います。

○青木総務課長 私どもは、従来の実施方法が必ずしも完璧なものだとは思っておりませんので、過剰な業務をやっていることも考えられるので、それを御判断いただき、御提案いただくことを考えております。それで、私どもとしては、最低水準の要求水準をまず出させていただいて、現行はここまで来ておりますので、できれば、この品質なりそういったものを維持していただきながら、よりよい提案をしていただけたらと。それで、コストが無駄にかかっているところが現行でもあるかも知れない。それまで見ていただきますと、これがより生きたものになるのではなからうかと考えておりまして、今般、お示しの材料にさせていただいた次第でございます。

○樫谷主査 要するに、要求水準は、あくまでこの要求水準書のとおりだと。

○青木総務課長 はい。

○樫谷主査 ただし、これからもっとコストダウンする知恵を出すために、もう少し現在のやり方を開示した方が、これは民間の事業者の方の御了解も得ているわけですね。開示した方がいろいろな見直しがよりできるという御判断だということですね。

○青木総務課長 はい、そのように考えております。

○樫谷主査 それはそれでいいのですけれども、それでなければ、これによらなければいけないというのがちょっと納得がいかない部分です。今のお考えそのものが間違いと言っているわけではなく、もしくは、いい知恵がない場合は、これによらなければいけないのかというと、その辺が実は専門でないので、よらなければいけないのか、よった方がいいのか、よる必要がないのかも含めて、よくわからないのです。それは、よらなければいけ

ないと考えるようなものですか。

○青木総務課長　そこを我々は求めていきたいとは考えております。

○樫谷主査　これでとりあえず今の説明も含めてやっていただいて、また、民間の方のヒアリング、あるいは、たくさん参加者があれば本当に望ましいことで、また、コストの方もお考えになったとおりに出てくれば、それはそれでいいのですけれども、これで実施していただくことになると思いますが、よく御検討をいただいた上で、こういうやり方がよければ、我々はこういうやり方をもっと広げていくというのも一つの方法だと考えておりますので、当初の思いがあると思いますので、それがこのやり方によってどの程度実現されたのか。それとも、むしろ、問題があったら、どこに問題があったのか。いいところと悪いところと。悪いところだけでなく、いいところも必ずあると思いますので、一遍その辺ヒアリングも含めてやっていただいて、また、御報告をいただけたら、我々も大変参考になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、ダブルスタンダードだと言われぬように、御説明の方はしっかりしていただかないといけないことは事実でございますので、その扱ひについては、できれば実施要項に書いていただくのが一番いいかもわかりませんが、入札説明会で必ず御説明いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○石村専門委員　私から1点だけ。

今の御指摘とちょっと重なるかもしれないのですが、5番、6番、7番の回答で、「仕様書ではない。しかしながら」という形で、従来の実施方法を企画書により改善提案していただきたい。改善提案がなければ、これでやっていただきたいと書いてあって、その後で、10番、11番で、「5年未満の者」を排除するものではありません、あるいは「1年未満の者」を排除するものではありませんと回答してはあるものの、従来の実施方法（別紙6-5）の13ページを見ると、実務経験、資格を有する者とするというところで、「5年以上経験している者」、保守業務を「1年以上経験している者」という形で規定してありまして。こちらの御意見の概要のところを書いてあるように、経験がなければだめだというふうには受け取れる。つまり、改善提案の中では、これに従ってくださいと。従ってくださいというのを見ると、「5年以上」と「1年以上」という要件がある。実際、精通した者としていただきたいという御要望に対して、それでも、あくまでも希望を言っているだけで、それを排除するものではありませんという形で、ちょっと矛盾した回答になってないかと。つまり、これに従ってくださいというものは、5年あるいは1年が規定されている。次の質問に行くと、それはあくまでも希望であって、従う必要はないというのでは、ちょっと整合性がこの回答はとれてないのではないかと。基本的には、これに従っていただきたいけれども、例外も認めることもありますみたいな、そういう形の回答の仕方ですか。

○曲沼総務主事　いただく企画書の中で、そこを御提案いただきたいというのが当校の考え方でございます。企画書の中で、例えばうちは5年には該当しないけれども、こういうやり方でコスト削減を図れますという内容の企画書をいただくことによりまして、我々は

そこを評価していきたいということを考えてこういう形での回答となっております。

○石村専門委員 つまり、5年とか1年の要件があれば、逆に、経験年数という形でコストがかかる可能性があるので、そこをちょっと提案として認めていただくという形の提案書をつくっていただければ、それを改善提案として受けとめて考慮しますという回答ということによろしいのでしょうか。

○曲沼総務主事 はい、そのような考え方でございます。

○青木総務課長 あくまでも、別紙4につけております要求水準書のレベルはまず維持していただきたい。ついては、現行は別紙6-5につけさせていただいたものがございまして、是非、それを参考に、より良いものでの入札をお願いできないかと。今、逆に、コストがかかり過ぎている場合もあるかもしれないので、あくまでも障壁のつもりではなく、今後、新たに臨んでいただくための御参考にさせていただければということでございます。

○石村専門委員 一応確認ですけれども、基本的には従っていただきたいけれども、もし、コスト削減につながるような御提案であれば、それはちゃんと考慮させていただきますし、評価もしますというお考えでよろしいのでしょうか。

○青木総務課長 はい、そういうことでございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○樫谷主査 基本的には、これに従う必要はないのではないですか。要求水準を達成したならば、基本的には従う必要はないけれども、ただ、従う必要がないというのがなかなか難しいので、基本的には、これに従う必要がない理由が、別にコストダウンにもなるし、質も変わらないということが説明されればいいということですか。これは、基本的には従わなければいけない話ですか。その辺が、何が基本なのか難しいところではあるのですが、基本的にはこれに従わないといけないということですか。これはあくまでも今までのやり方をやっているだけであって、もっといいやつがあったらやってくださいと。ましてや、コストダウンに別に5年でなくても3年で十分目的達成はできますということを説明されれば、3年の方がいいし、3年の方が必ずしもコストダウンになるかどうかは別として、理屈から言うとコストダウンになりますね。そのようなことをきちんと説明してもらえればそれでいいということですか。基本的に従わなければいけない話なのか。基本的には必ずしもそれにこだわってない話なのか。それは微妙なところで、我々もちょっと理解しがたいところで、だから、こういう聞き方をされているのではないかと思うのです。

○青木総務課長 私どもといたしましては、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、対象公共サービスの質の維持、それから、向上、それから、経費の節減、こういったことを目的として考えておりますので、従来の実施方法の質も満たした上で改善提案を行っていただきたい。つまり、従来どおりでないかもしれないので、それは、従来の質のレベルという意味でこれを御参考に提示しているということでございますので、そのとおり硬直的に実施してくださいとか、それによってコストを高めよ、というつもりは毛頭ございません。

○樫谷主査 むしろ、これを開示してあるのは、5年は必要ないかもわからないので、そういうことも含めて提案してくださいという、むしろその趣旨だと理解していいわけですね。

つまり、5年以上でなければいけないということではなくて、質が確保できれば、5年未満でもそれは構わない。ただ、何の説明もしないで、1年とか2年とか3年とか言われても困りますよと、こういうような趣旨だということですね。

○青木総務課長 はい、そういうことでございます。

○樫谷主査 事務局から何かありますか。

○事務局 今おっしゃられた情報の開示の趣旨、5番にパブコメの回答（案）でも、冒頭書かせていただいている、そこがまさに今税務大学の皆様が回答したその本文かと思っておりますので、この内容で行きたいと考えております。

○樫谷主査 いずれにしてもこの御趣旨はよくわかるので、ただ、これを出すことによって、事業者の方がこだわりがあって、かえって高いものについてはいけないかなという逆の心配も我々はしておりますので、その辺は今後入札していただいた中で、先ほど言いましたように、よくヒアリングなどをしていただいて、本当にこのやり方が一番いいかどうか。一番よければ、ほかも、できればこのようなやり方がいいのかもわかりませんので、よく御検討をいただけたらと思います。

○後藤参事官 実施要項の6ページに、各業務において確保すべき水準は「要求水準書」に定める内容とするとされ、それについて改善提案を行うことができると書いてありますので、今の御発言で、従来の実施方法について改善提案ということであれば、ここの部分を書き加えるか、少し検討をしていただいて、その上で実施していただければと思います。委託費の支払いとか、業務の履行確認とかに全部かかってくる話になりますので、この整合性について必要なところがあれば訂正していただければと思います。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。今のような若干の微調整があるかもわかりませんので、事務局と協議していただきまして、その上で、最終的に監理委員会へ報告するというので、私に御一任いただきたいということで、よろしいでしょうか。

○石村専門委員 結構です。

○樫谷主査 ありがとうございます。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

また、国税庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(国税庁退室、日本スポーツ振興センター入室)

○樫谷主査 続きまして、「日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人日本スポーツ振興センター総務部高谷部長に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等について、15分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高谷部長 日本スポーツ振興センターでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

スポーツ振興センター、N A A S Hと呼ばせていただきます。N A A S Hのスポーツ施設、国立霞ヶ丘競技場、国立代々木競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの平成24年度からの民間競争入札の実施要項については、前回の民間競争入札に対していただいた評価を踏まえ、これ以上の委託費の増加を招かないよう、競争性の拡大を中心とした見直しを実施いたします。

見直しのポイントですが、A 4横の「第2期包括的業務委託 実施要項等見直しの主要なポイント」というペーパーを御用意させていただきました。この資料の特に太字、太線で強調されている部分が、競争性の拡大に向けて見直しを行った部分でございます。本日は、この資料に沿って実施要項を併せ見ながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「対象業務の見直し」でございます。前回の評価の際にも御議論いただいたとおり、芝生管理業務を除外いたします。専門性が高く、業務の担い手が少ないことから、除外することにより競争性が高まることを期待されております。

次に、「収入インセンティブの新設」でございます。実施要項の2ページの中盤でございます。一部の事業について「有料事業運營業務」として収入インセンティブを設定いたします。これは、民間事業者の参入意欲の向上を図るとともに、民間事業者の創意工夫によるサービス向上や自己収入の向上を図ることで、N A A S Hにとりましても、ウイン・ウインの関係となるように目指すものでございます。

具体的なインセンティブの設定方法は、要項の5ページの下の方です。(5)の(オ)以降になりますが、一般利用施設である代々木競技場の水泳場及び国立スポーツ科学センターのフットサルコートについては、施設稼働全体に係る自己収入を民間事業者の創意工夫を生かして伸ばすことを意図して、他施設の事例も参考として、収入が過去の実績を上回った場合、その50%を民間事業者に支払う仕組みを設定いたしました。

また、要項7ページの(ウ)のaになりますが、国立霞ヶ丘競技場のトレーニングセンターの受付に付随する売店は、現在、別契約で、売上収入の10%をN A A S Hに納めていただく仕組みになっております。これを包括契約に含めるとともに、民間事業者から提案をいただいて、受付業務に付随する売店等を新たに行う場合、これについても、売上収入の10%をいただく仕組みといたします。

続きまして、「サービスの質の見直し」でございます。恐縮ですが、要項の方、3～4

ページにお戻りいただきます。3ページ下の方になります。従前から、業務上の不備による停電、断水、空調停止、これらについては「0」全くなしとする旨の指標を定めておりましたが、その他、警察ざたや損害賠償となるような事件やお客様に御迷惑をおかけしたような事例についても、これを追加いたしました。このような事故は、お客様サービスを提供する立場上、あってはならないものであり、また、現在の委託契約の中でも発生していないものでございます。

次に、満足度指数について、前回の小委員会において、施設の新旧についても考慮する必要がある旨の御指摘をいただいたことを踏まえまして、施設が比較的新しく、満足度の実績も非常に高いものになっている国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター（NTC）の満足度の見直しを行います。

また、先ほど御説明した収入インセンティブに係る業務については、過去の実績をもとに稼働時間数の目標を設定いたします。

次に、「重大な事象への減額措置新設」でございます。要項の6ページの（カ）になります。2（2）ア（イ）に定めるサービス、つまり、先ほどもちょっと申し上げました、あってはならない、0回でなければならぬ事象です。停電とか断水とか空調停止、警察ざた、損害賠償、このような事件が発生した場合、及び、ちょっと先の要項19ページの「（3）指示について」ですが、サービスの質全体が維持できないとNAASHが判断した場合に行う指示に民間事業者が従わなかった場合、これに1か月の支払額の5%を減額する措置を定めます。

次に、「実施期間の見直し」でございます。民間事業者の希望を踏まえて、3年から5年への見直しを行います。大規模なスポーツ施設等の指定管理者の事例では、期間は5年とすることが一般的となっております。また、民間事業者へのヒアリングを行った結果も、ヒアリング先すべてから「5年の方が望ましい」という結果が得られたところでございます。期間が3年の場合、1年目は慣れるのに精いっぱい、3年目は、もう次のことをいろいろ考えなければいけないということで、落ち着いて事業を行えるのが2年目の1年だけになってしまいます。これは民間事業者、NAASH双方によることであり、委託期間は5年が望ましいと判断いたしました。

次に、「対話実施の新設」でございます。入札手続については、要項12ページに、企画提案の提出前に、民間事業者とNAASHとの間で対話を実施いたします。これはPFIでは見受けられる手法ですが、対話を行うことでより有効な改善提案を民間事業者から得ることができると考えております。

それから、最後になりましたけれども、「評価配点の見直し」でございます。要項14～15ページになります。落札者の決定方法、特に評価の配点についてでございます。具体的な配点は、要項の46～51ページにあります別紙4をごらんいただくこととなります。まず、本件は、除算式の総合評価落札方式を採用していますが、前回に価格が上昇したことを踏まえ、基礎点と加算点の見直しを行いまして、やや価格面を重視した競争となるようにい

たします。また、加算点について、前回は、過去の実績に関する配点が全体の5分の1程度を占めていましたので、新規の加入業者様には不利になっていたということでございますので、この辺の配点を下げる見直しを行ったところでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

意見募集の方は、意見募集の結果も入れてということですね。

○清水経営企画係長 それでは、意見募集については、私から御説明させていただきます。お手元の委員限りの資料（B-2）です。まず、民間事業者様が控室で使われるような光熱水費については、開示する方向で準備いたします。

次に、特に国立霞ヶ丘競技場について、今、施設の今後のあり方について、調査費を文部科学省で概算要求している段階でございまして。今後のその辺りの見直しについての御質問を受けているのですが、こちらについては、まだ調査費の概算要求段階でございまして、今後の取扱いについては、大変恐縮ですけれども、未定でございます。その旨正直に回答をさせていただくことを考えております。

契約の全部または一部の解除があり得ることを実施要項でうたっておりますので、そちらの解除の予告期間については、内容がきっちりフィックスする段階として、6か月以上前で設定をしているところでございます。

次に、先ほど高谷からも御説明しましたが、落札者の決定方法に関します評価の基礎点と加算点の配点についての御意見をいただいたところでございますが、こちらについては、先ほど御説明したとおり、今回の考え方をもって見直したところでございますので、恐縮ですけれども、御意見に基づく変更は行わないということでございます。

あとは、予定価格の公表の御要望がありましたが、当法人は、競争の公正性の観点から、予定価格の事前公表は行っておりません。

次に、年間のいろいろ実績の数量に関する、配置の人員に関する参考情報をというところの御要望が幾つかございまして、我々が日誌・日報等で把握できているものについては、なるべく参考数量としてお示しを入札説明の段階で行いたいとは思っているのですけれども、一部、大会清掃に係る部分については、条件に応じていろいろ変動がある部分でございまして、特に清掃がきちんとできていれば、我々としては可としている部分でございまして、そちらの参考数量を我々も把握していないところでございます。そちらはお答えできないというところにさせていただいております。

業務別の業務責任者の兼任が可能かどうかについては、業務の質に支障がない限り可とするということで出させていただいております。

霞ヶ丘競技場のテニスコートのお客様から、一般のテニスコートの施設に関する御意見を幾つかいただきまして、これについては、今回の管理運営業務の範囲外の御意見をいただいたのですけれども、これは私どもの方で今後受けとめさせていただくということで整理させていただいております。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、何か御意見・御質問はございますか。

インセンティブとかいろいろ見直していただいたことについては、高く評価をいたします。

実施要項6ページの減額措置について、これはこういうことで決められたことはそうですけれども、5ページの(5)の支払方法で、1か月ごとに支払明細票に基づいて支払うものとするのが(イ)ですね。一方、6ページの減額の(カ)ですが、5%を減ずることと、それから、先ほど御説明いただいた、サービスの質が確保されてない場合は比較的わかりやすいかもわかりませんが、「指示に従わなかった場合」と書いてあるのですが、これは一応予定表に従って払うとなっているのですが、もしそういうことがあったときの支払の保留とか、あるいは支払のタイミングはどのように考えたらよろしいのでしょうか。つまり、今月若干課題があったので、適切な措置をとってくださいという指導をしたと。そのときにクリアしていれば、その指導があったときは払わないと考えて、保留すると考えていいのですか。そのタイミングの問題ですね。後からマイナスをするのか。とりあえず払っておいて、後で、次のときの支払で相殺すると考えるのか、どのように考えたらいいのですか。それがどこかに書いてあれば、これでいいのですが。要するに、簡単に言うと、減ずるタイミングですね。

○清水経営企画係長 まず、減額を行うのは、その事象が生じた対象月になるかと思えます。

減額の対象となるのが、停電とかそういう事故に関するものは、私どもはお客様サービス、特に大会関係等を行っておりますので、この減額措置を設定するそもそもの趣旨の大きな1つが、やり直しがきかないような一回限りのイベントでそういう事象が起きてしまったときは、やり直しをしていただいてもしょうがないことですので、そちらについては減額をするということです。

○樫谷主査 比較的わかりやすいですね。

○清水経営企画係長 はい、そうですね。

あとは、指示に従わなかった場合を減額というのが具体的に何を想定しているかと申しますと、満足度とか稼働日数とかの目標が達成できなかった場合を想定しています。こちらについては、直接は満足度が達成できなくても、第一義的には委託費はお支払しますが、そこには何かしらの課題・問題点があるでしょうから、そちらについては、私どもで何らかの指示をさせていただくことになると思います。そこが行われてないことがわかった段階で、その月について減額を行うというシナリオで考えているところでございます。

○樫谷主査 わかったときに、それが確定したときに、5%の減額をするということですか。これは均等と考えていいのですか。均等に払うのだと。例えば、1月も12月も6月もみんな均等であれば、わかったときのでいいのですけれども、つまり、5月に発生したら、

5月が100万だったと。ところが、わかった月は200万だったとしたら、200万の5%なのか、もともと発生したときの100万の5%なのかというようなところも。均等であれば、ずっと12か月100万であるというのであれば、余り問題にならないのですけれども、その辺は、細かい話ですけれども、一遍詰めていただく必要があると思います。業者としては、何かあったときに、いつ払ってもらえるのだろう、ペナルティーはいつ来るのかな、どれが5%のベースになるのかなというようなことに多分なると思いますので、その辺は明示していただいた方がいいのかなという感じがいたします。何となくわかるような気がするのですが、常識的な線ではわかるような気がするのですが、できれば、どこかに書いていただいた方がいいような気がするのですが、事務局の方でどうですか。

要するに、何か帰属したときのベースに、支払のタイミングは別として、少なくともアンケートをとって、それが満足度が達成できなかった月というようなことで、「発生」という言葉が一般的に通用するかどうか、我々会計士的には「発生」は比較的わかりやすい言葉ですが、「発生した月」が一般的に通用するかどうかわかりませんが、その月だと。ただし、アンケートは何か月かに一回とるわけですね。そうすると、累計で見るので、発生した月はアンケートをとった月なのかですね。

○清水経営企画係長 先ほども御説明したとおり、満足度そのものを減額の理由とはしませんので、基本的には、その事象が発生した月ということで問題はないかと思います。

○樫谷主査 従わなかったということがわかったときと。

○清水経営企画係長 従わなかった事象が発生した月という、そういう理解でよろしいかと思います。

○樫谷主査 わかりました。では、それならそれで、そういうふうに明確に書いていただいたらいいと思います。

わかりました。要するに、アンケートだけで、直ちに減額にはならないということですね。一旦指導をして、それで、どうしても従わないというようなことがあったときには、そんなことは余りないとは思いますが、あったときには、そこで減額しますということですね。

○清水経営企画係長 はい、さようでございます。

○樫谷主査 2回、3回従わなかったら、減額していくということですか。そんなことは多分ないと思うので、少なくとも1回でも従わなかったときに減額すると。

○清水経営企画係長 その事象が発生した月です。

○樫谷主査 従わなかったという事象が発生した月ですね。

○清水経営企画係長 はい。

○樫谷主査 そこがちょっと気になったところですが、そのほかに何かありますか。

事務局からは、何かありますか。

○事務局 ありません。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の修正が若干あるかもわかりませんが、修正後、取扱いとか、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○石村専門委員 お願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございました。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、日本スポーツ振興センターにおかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。